

掲載の記事。

<<http://www.heise.de/newsticker/data/anw-10.01.03-005/>>

(参考文献)

- ・土屋恵司「インターネット社会の倫理と法」『レファレンス』2001.11 pp.6-26.
- ・Marc Liesching, "Das neue Jugendschutzgesetz."

NJW 2002 S. 3281.

- ・Johannes Kreile, Martin Diesbach, "Der neue Jugendschutz-Staatsvertrag-was ändert sich für den Rundfunk?" *Zeitschrift für Urheber- und Medienrecht (ZUM)* 2002 S. 849.

(2003年3月10日脱稿)

(とだ のりこ・文教科学技術課)

【短信：ロシア】

言語法改正の背景

土岐 康子

2002年12月11日プーチン大統領は「ロシア連邦諸民族の言語法改正法」(以下、「言語法改正法」とする。)に署名し、同法は成立した。今回成立した言語法改正法は、ロシア連邦国家語とロシア連邦共和国国家語の文字はキリル文字(注1)を基にすることを定めた規定を追加したものである。「ロシア連邦諸民族の言語法」(以下、「言語法」とする。)の制定は1991年であり、1998年には全面改正されている。その時点で使用文字については議論されず、今回の言語法改正法によって規定されたのはなぜだろうか。本稿では、言語法改正法をめぐる議論を検討することで、多言語国家ロシアの一面を明らかにしたい。

言語法改正法の内容

今回成立した言語法改正法は、全3条からなる。以下は条文の要旨である。

第1条 「ロシア連邦諸民族の言語法」第3条に、次の第6項を追加する。

「第6項 ロシア連邦においてロシア連邦国家語と共和国国家語のアルファベット

は、キリル文字を基にした書体とする。アルファベットの他の書体は、連邦法によって定めることができる。」

第2条 この法律の施行日から6月の間に、この法律に従った法令を導入することをロシア連邦大統領に提案し、ロシア連邦政府に委任する。

連邦自治体は、この法律の施行日から12月の間に、この法律に従った法令を導入する。

第3条 この法律は、公布の日の10日後から施行する。

ロシア連邦国家語とは、連邦憲法と言語法で定められているようにロシア語(注3)を指す。共和国国家語とは、ロシア連邦を構成する共和国がそれぞれ定めた共和国の公的な使用言語のことであり、憲法でも独自の共和国国家語制定の権利は保障されている(注4)。なお、ここで使用されている「共和国」も「共和国国家語」も共に原語(ロシア語)では、複数形である。ほとんどの共和国では、共和国憲法や共和国の言語法の中で、共和国名にその名を冠している代表民族あるい

は多数を占める民族の言語とロシア語の複数言語を国家語に定めている。ロシア語が共和国国家語に定められているのは、連邦憲法がロシア語に連邦国家語の地位を与えているという制度的な理由だけではなく、共和国によっては、代表民族よりもロシア人の居住割合が多いという現状を反映してのことでもある。^(注5)

規定が追加された言語法の第3条では、ロシア連邦国家語はロシア語とすること(第1項)、共和国は共和国国家語を定める権利を有すること(第2項)、連邦自治体は、交流、教育、創作のための言語を自由に選ぶ国民の権利を遵守する法令を採択する権利を有すること(第3項)などが定められている。ここに追加された第6項は、連邦国家語と共和国国家語の使用文字をキリル文字に統一することを定めたものであるが、その他の文字の使用を禁ずるものではない。その他の文字を国家語のアルファベットとして使用する場合には新たな連邦法が必要になる。

2つの言語法改正法案

言語法改正法案が下院に提出された2001年9月に、もう一つの法案が提出され、両法案は2002年6月に行われた下院の第一読会で審議された。もう一つの法案とは、タタルスタン共和国選出のサフィウリン下院議員が提出したもので、以下のとおりである。

言語法第3条に以下の第6項を追加する。

「第6項 ロシア連邦において、ロシア連邦諸民族の全言語には、言語を話す各民族が自由意思で選んだアルファベットを使用する。ロシア連邦の全ての政府機関は、ロシア連邦の全民族にその母語の保護、学習、発展のための条件を整えることを保障する。」

この法案は文字の選択を各民族に委ねるといふものである。いわば対極をなす2つの法案が

同時期に下院に持ち込まれたわけだが、それには、上記の法案を提出したサフィウリン下院議員の出身地、タタルスタン共和国で1999年に制定された一つの法律が関係している。

ラテン文字復活法

1999年9月15日にタタルスタン共和国で「ラテン文字を基にしたタタール・アルファベット復活法」(以下、「ラテン文字復活法」とする。)が制定された。その主な内容は、ラテン文字を基にしたタタール・アルファベットが復活されること(第1条)、施行は2001年9月1日からとすること(第5条)、2011年8月31日までの10年間は、移行期間としてラテン文字とキリル文字のアルファベットが併用されること(第3条)である。

タタルスタン共和国の国家語は、共和国の代表民族タタール人の言語であるタタール語とロシア語である。^(注6) この法律により、移行期間後同共和国では、2つの国家語は別々の文字で表記されることになる。

タタルスタン共和国では、イスラム教受容以降はアラビア文字を使用してタタール語を表記していた。それはこの地域がロシア帝国下に入っても変えることはなかったが、ロシア革命を経た1929年からアラビア文字の代わりにラテン文字を使用することになった。^(注7) しかし、その後ソ連政府の決定で1939年にはキリル文字へ移行し、現在に至っている。1999年に制定された法律の名称の中に「復活」の語句があるのは、1929年のラテン文字移行を基にしているからである。

「ラテン文字復活法」が成立することになったのは、1997年にタタルスタン共和国の首都カザンで行われた第2回世界タタール人会議の決議を受けてのことである。^(注8) 同法施行は2001年9月1日を予定し、施行にかかる費用5600万ルーブルが2001年度予算に組み込まれた。しかし、施行直前にシャイミエフ・タタルスタン大統領は、ラテン文字への移行は慎重に行わなければ

ならない旨の発言をマスメディアにしたこともあり、施行は完全なたちでは行われず、試験的に60の学校でラテン文字が導入されたにすぎなかった。

ラテン文字化をめぐる議論

タタルスタン共和国で制定されたラテン文字復活法については、様々な議論がマスコミをにぎわせた。特に施行日前後から、反対派が公開状を新聞紙上に掲載するなど、その動きは活発化した。

ラテン文字化を推進する側の主張は、世界タタル人会議での決議とラテン文字復活法の前文にみることができ、以下のようにまとめることができる。

- ① タタルスタン共和国においてタタル語をラテン文字表記することで、世界中のタタル人が単一の文字を使用することになり、これは民族の団結にとって意義を持つ（第2回世界タタル人会議でのシャイミエフ・タタルスタン共和国大統領へのアピール）。
- ② ラテン文字復活法は、世界的規模のコミュニケーションへ参加するための好条件を作ることを目的としている（ラテン文字復活法の前文）。

タタル人は、タタルスタン共和国にのみ居住しているわけではなく、その居住地は世界的規模で散在している（旧ソ連邦以外では、フィンランド、トルコ、アメリカ合衆国、中国、ドイツ、オーストラリアなど）。ただし、キリル文字を使用しているのは旧ソ連邦地域のみであり、その他の地域ではラテン文字を使用している。また、ラテン文字の使用はキリル文字使用言語以外の外国語学習にとって有利である、という意見もある。つまり、ラテン文字推進派は、タタルスタンがロシア連邦、旧ソ連邦という枠を超えて、世界との繋がりを目指しているといえる。

これに対し、反対派の議論は以下の2点にまとめられる。

- ① ロシア連邦内の、タタルスタン共和国以外のタタル人とタタルスタン共和国との繋がりが絶たれてしまうこと。
- ② キリル文字のタタル語を知らない次世代に文化や伝統が継承されないこと。

（以上は、タタルスタン議会へのタタル人連名による公開状より）。

反対派のほとんどは、バシコルトスタン共和国やモスクワなど、タタルスタン共和国外に居住するタタル人たちである。居住地は世界的規模に散在するとはいえ、タタル人が最も多く居住しているのはロシア連邦内であり、そのうちの約6割がタタルスタン共和国に、残りの約4割がその他の地域に居住する。また、反対派にはロシア最高イスラム僧も含まれる。

以上、当初ラテン文字化をめぐる議論は、タタル人内部の問題であった。しかし、言語法改正法案が下院に提出されると、議論はタタル人内部の枠を超えて別の局面へ進んでいくこととなった。

言語法改正法案をめぐる議論

2002年6月の下院第一読会で可決されたのは、連邦と共和国の国家語の使用文字をキリル文字と規定した法案である。法案提出者の一人であるビチュルジェイ下院議員は、法案提出の理由を次のように述べている。「文字の変更は、ロシアの国家安全保障の根幹にかかわることである。言語文字は国家の宝であるから、その変更は連邦レベルで行われなければならない。文字の変更は、別の政治的・言語的志向を意味する。」また、ロギノフ下院議員も「法案は、単一の文化と教育の空間を維持する役割を果たす。文字が法によって規制されるのは、それが社会的契約の一つだからであり、もし各々が各々の文字を持つことになったら、国家内にカオスが

起こるだろう。」と発言し、両者とも文字の変更は、連邦の統一性を脅かすものと捉えていることがわかる。

言語法改正法案が成立すると、タタルスタン共和国の国家語であるタタール語がラテン文字を採用することは困難になる。法案反対派は、法案を「自治体内部の問題に対する中央（連邦）の干渉」と捉えた。2002年12月にタタルスタン議会の議員団は、プーチン大統領に宛てた公開書簡の中で、法案が連邦憲法第15条第4項、第73条、第76条第4項および第6項に矛盾すると述べている。連邦憲法第15条第4項は、ロシアが結んだ国際条約もロシアの法律の一部であることを規定したものである。法案が違反している一例として「地域語、少数言語に関する欧州憲章^(注9)」をあげている。また、連邦憲法第73条と第76条第4項および第6項は、ロシア連邦の管轄事項とロシア連邦と連邦自治体との共同管轄事項以外は、自治体が権限を有することが定められている。共和国国家語は自治体の管轄事項であり、言語法改正法はそれへの干渉であると反対派は主張しているのである。

問題の所在

言語法改正法案をめぐる議論のなかで見えてきたのは、連邦と自治体との関係、それらの権限の線引きをどうするのか、ということであろう。文字の変更は連邦の統一性を脅かすと考える議員たちのなかには、バルト三国が自国の言語法を定めた直後にソ連邦から離脱した記憶が残っているのかもしれない。

エリツィン前大統領は、自治体に大幅な権限の拡張を許して自らの支持基盤とした。しかし、プーチン大統領は、就任直後から中央集権制強化の方向を打ち出している。それは例えば、連邦憲法に違反するとみられる自治体の法令に対し、連邦憲法に合致させるようその改正を求め、大統領令を出したことや、連邦を7管区に分

け、大統領全権代表を各管区に配置したことに見ることができる。言語法改正法もこの政治的な中央集権化の流れの一環といえるのではないだろうか。

言語法改正法案は、2002年11月15日に賛成336、反対15という多数をもって下院で可決され、27日には賛成122、反対3、棄権5で上院にて可決された。12月に入り、タタルスタン共和国議会議員団やカレリア共和国の社会団体が、言語法改正法に署名しないようプーチン大統領に請願したが、大統領は同月11日に署名し、言語法改正法は成立した。

2003年1月、タタルスタン共和国議会の科学・教育・文化・民族問題委員会は、ロシア憲法裁判所に言語法改正法が連邦憲法に合致しているかどうか調査を依頼するよう共和国議会に勧告する決定を行った。今後タタルスタン共和国議会が提訴すれば、この問題は連邦憲法裁判所の判断をおおぐことになる。

(注)

- (1) 「国家語」のロシア語は *государственный язык* で、文字通りの訳語は「国家の言語」である。本稿では「国語」とは訳さず、「国家語」を使用する。
- (2) ギリシャ語の大文字を主体として、ギリシャ語にない音を表記する文字を補って成立したと考えられている文字。9世紀末には使用されていたと考えられている。10～11世紀を通じてスラブ圏の東部に広まり、現在ロシア語、ブルガリア語、マケドニア語、セルビア語などのスラブ語の文字となっている他、旧ソ連邦の多くの民族が文字母体として使用している。全部で33文字。(川端香男里、佐藤経明、中村喜和、和田春樹監修『ロシア・ソ連を知る事典』平凡社、1989、P.152-153)
- (3) ロシア連邦憲法第68条第1項 ロシア連邦の国家語はその全土においてロシア語である。
- (4) ロシア連邦憲法第68条第2項 共和国は、その国

家語を定めることができる。この国家語は共和国の国家権力機関、地方自治機関および国家施設において、ロシア連邦国家語とともにこれを使用する。

- (5) 例えばカルムイク共和国の民族比率は、カルムイク人41.5%に対してロシア人は37.7%であるが、アルタイ共和国ではアルタイ人31%に対してロシア人は60.4%、バシコルトスタン共和国ではバシキール人22%に対してロシア人は39.3%である。以上、民族比率は1989年の国勢調査による。参考文献は(10)。
- (6) タタルスタン共和国憲法第8条第1項より。なお、民族比率はタタール人48.5%、ロシア人43.3%である。
- (7) 1926年アゼルバイジャン共和国のバクーで行われた第1回全ソビエト・チュルク語大会でラテン文字への移行が決定され、1929年中央執行委員会の決定によりアラビア文字は禁止された。アラビア文字からラテン文字への移行に際して、最も強く反対したのはタタルスタンであった。それは、アラビア文字での発達した伝統があったからだと言われている。(B.M.A. Алпотов, *150 языков и политика: 1917-2000*, Москва, 2000. стр.69.)
- (8) 世界タタール人会議は、1992年にシャイミエフ・タタルスタン共和国大統領のイニシアチブにより創設された世界的規模のタタール人組織。1997年の第2回大会では、タタルスタン共和国におけるタタール語のラテン文字化を緊急課題の一つとしてあげ、シャイミエフ大統領にこの問題の解決を要請した。(世界タタール人会議ホームページ <<http://azat-liq.ru/wct/>>)
- (9) 1992年6月に行われた欧州評議会の閣僚委員会で採択されたもの。1998年3月に7カ国の批准をもって発効した。ロシアは2001年5月に署名しているが、批准はまだである。(欧州評議会ホームページ<<http://assembly.coe.int/>>)
- (10) カレリア語もラテン文字を使用している。ただし、カレリア語は共和国の国家語ではない。現時点で共和国の国家語はロシア語のみである(カレリア共

和国憲法第11条第1項)。民族比率は、カレリア人10%、ロシア人73.6%、ベラルーシ人7%、フィンランド人2.3%。

(参考文献)

- (1) Закон о внесении дополнения в статью 3 закона Российской Федерации «о языках народов Российской Федерации» №165-ФЗ.
ロシア連邦諸民族の言語法改正法
«Российская газета»2002.12.14
- (2) Закон о языках народов Российской Федерации №126-ФЗ
ロシア連邦諸民族の言語法<<http://www.spravka.gramota.ru/offdocs.html?id=94>>
- (3) Закон Республики Татарстан N-2352 «о восстановлении татарского алфавита на основе латинской графики»
ラテン文字を基にしたタタール・アルファベット復活法<<http://www.tatar.ru/?DNSID=2801315f0c8e63b27b697ebf023e0e33&nodeid=1005>>
- (4) Государственные и титульные языки России, Москва, 2002 (『ロシアの国家語と代表的言語』)
- (5) B.M.Алпотов, *150 языков и политика: 1917 - 2000*, Москва, 2000 (『150の言語と政治：1917-2000年』)
- (6) タタルスタン共和国の情報に関しては<<http://www.tatar.ru>>を参照
- (7) タタルスタン共和国におけるラテン文字化に関するマスコミの記事に関しては<<http://www.tat-news.ru/topics/?eventid=3213#ev3213>>を参照
- (8) カレリア共和国の情報に関しては<<http://www.gov.karelia.ru>>を参照
- (9) 野田岳人「ソヴェト初期における言語政策の形成—チュルク諸民族に対する「文字改革」を中心に」『海外事情』44巻2号、1996.2.
- (10) 『ソ連東欧貿易調査月報』1991.10 ソ連東欧貿易会 1989年に行われたソ連最後の国勢調査が掲載されている。

(とき やすこ・海外立法情報課非常勤調査員)